

12 単位認定について

(1) 簿記検定資格単位認定について

★入学前または在学中に取得した下記の検定資格を、合格証を添えた本人の申請に基づき「簿記Ⅰ」または「簿記Ⅱ（商業）」「簿記Ⅱ（工業）」（専門選択科目・各2単位）の単位として認定する。

認定条件	認定対象科目	対象検定資格名称 (検定試験実施団体)	級
認定条件	「簿記Ⅰ」（4単位）	簿記検定試験 (日本商工会議所)	3級以上
		簿記能力検定試験 (全国経理教育協会)	3級以上
		簿記実務検定試験 (財)全国商業高等学校協会)	2級以上
	「簿記Ⅱ（商業）」（2単位） 「簿記Ⅱ（工業）」（2単位）	簿記検定試験 (日本商工会議所)	2級以上
		簿記能力検定試験 (全国経理教育協会)	1級
		簿記実務検定試験 (財)全国商業高等学校協会)	1級
申請手続	単位認定を希望する学生は、以下のいずれかの期間中に、当該検定試験の合格証（コピー不可。後で返却する）を持参のうえ、教育支援課へ申し出ること。		
申請手続締切日	春学期：4月末日　・　秋学期：9月末日 (ただし、締切日が土曜日の場合は翌週の月曜日、休日の場合はその翌日までとする。)		
成績の表記	「NJ」（認定）と表記され、成績評価（S、A、B、C）はなされない。		
単位認定学期	・申請した学期に認定される。 ・編入前に取得した資格の認定は、読み替え上限単位数の範囲内とする。		
備考	・本認定による単位修得数は、総じて4単位を上限とする。 ・上記申請手続を行った場合は、「簿記Ⅰ」、「簿記Ⅱ（商業）・Ⅱ（工業）」の履修登録を行わないこと。 ・成績評価を希望する場合、または「簿記Ⅰ」、「簿記Ⅱ（商業）・Ⅱ（工業）」の講義履修を希望する場合は、上記申請手続を行わないこと。 ・政治経済学部は専門科目、人文学部、心理福祉学部は自由選択科目として認定する。		